

地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

- (3) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (4) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

(5) 予防接種について

- ① ポリオワクチンの定期接種について、不活化ワクチン及び4種混合ワクチンの導入により都市自治体に著しい財政負担が生じていることから、国の責任において早急に財政措置を講じること。

- ② 子宮頸がん、インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種について、早期に定期接種として位置付けるとともに、十分な財政措置を講じること。

- ③ 都市自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、既に定期接種化されている予防接種を含め、国において十分な財政措置を講じること。

- ④ 国民が等しく接種できるよう、国において十分な普及啓発を行うこと。

2. 少子化対策について

(1) 総合的な子育て支援策について

- ① 実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、確実に財源を確保すること。

また、今後、制度の詳細の検討にあたっては、都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映させること。

- ② 利用者、事業者及び都市自治体子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度に円滑に移行できるよう、十分かつ適切な準備期間を確保するとともに、利用者等に対し周知に努めること。併せて、事務的経費等について必要な財源措置を講じること。
- ③ 総合的な子育て支援策の推進にあたっては、国の所管を一本化すること。
- ④ 子ども・子育て包括交付金については、都市自治体が地域の实情に応じて子育て施策を展開できるよう、最大限使途を弾力化した交付金とすること。

(2) 安心こども基金について、必要な財源を確保したうえで、平成25年度以降も継続するとともに、当該基金の対象事業の拡充を図ること。

(3) 児童手当等について

- ① 児童手当について、支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- ② 児童手当からの特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。
- ③ 年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、都市自治体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その使途は都市自治体の裁量に委ねること。

(4) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

(5) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。

3. 障害者施策の充実について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、障害特性等を

考慮した、障害福祉サービスや相談支援体制の充実等を図ること。

また、利用者負担について一層の軽減策を講じること。

- (2) 障害者総合支援法に基づく制度の構築に当たっては、関係者や都市自治体の意見を十分に踏まえ、障害者の生活が保障された安定的な制度とすること。

また、都市自治体、利用者及び事業者等が新制度に円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供や準備期間の確保等に十分配慮するとともに、移行に要するシステム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

- (3) 事業者による安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。